

松戸市立古ヶ崎小学校

P T A会則

令和5年3月現在

# 松戸市立古ヶ崎小学校

## P T A 会 則

### 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は松戸市立古ヶ崎小学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

### 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、学校、家庭及び社会における児童の教育的福祉を増し、父母と教師が相互の理解と協力を深めながら、教養を高めることを目的とする。

### 第 3 章 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 自主独立の団体であって、他のいかなる団体や機関の支配干渉圧迫は受けない。
- 3 本会は、特定の政党や宗教を支持しない。
- 4 本会は、学校の方針、管理運営及び人事には干渉しない。

### 第 4 章 事 業

第 4 条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- 1 学校と家庭の緊密な連絡をはかり、児童教育について会員相互の意見交換をし、その実績、向上につとめる。
- 2 児童の生活環境を整備し、安全を確保し、健康増進するための諸活動を行う。
- 3 会員相互の親睦を図るための諸活動を行う。
- 4 学校の年間行事に協力する。
- 5 その他、児童の福祉を増進するために必要な諸事業を行う。

### 第 5 章 会 員

第 5 条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 本校在学児童の父母またはこれにかわる者。
- 2 本校に勤務する教職員。

## 第6章 会 費

第6条 本会の会費は月額200円とする。

第7条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあたる。

第8条 本会の経理は、会計監査を得て、総会の承認を得なければならない。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

- |   |     |       |                |
|---|-----|-------|----------------|
| 1 | 会 長 | 1名    | (在学児童の父母)      |
| 2 | 副会長 | 3名    | (在学児童の父母及び教職員) |
| 3 | 総 務 | 会計 3名 | (在学児童の父母及び教職員) |
|   |     | 書記 2名 | (在学児童の父母及び教職員) |

- 第11条 1 役員を選出は、役員推薦委員会を作り、会員中より候補者を推薦し、会員の過半数の承認を受け、決定することができる。役員推薦委員会は、地域、学年、専門委員会等を考慮して互選された現役員を除く実行委員8名程度と学校代表者若干名とで構成する。
- 2 推薦委員会によって推薦された会長候補は、他の役員を選ぶ為の推薦委員会の協議に参加できる。
- 3 推薦委員会によって推薦された役員候補者は、現役員に限り他の役員を選ぶ為の推薦委員会の協議に参加できる。
- 4 2項・3項により意見を求めても最終選考は推薦委員会で行う。

第12条 役員推薦委員会は、役員候補者を推薦した場合、該当者の承諾を得て、その氏名を速やかに会員に通知しなければならない。

第13条 役員任期は1年とし、再任する事ができる。

- 第14条 1 役員に欠員が生じたときは、補欠として、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 会長は、役員会の承諾を得て、役員を増員を要請する事ができる。  
手続きは、第11条の通りとする。

第15条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、諸機関との連絡調整をはかり、会務を統理し、役員会の議長となる。
- 2 (1) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。  
(2) 実行委員会の議長となる。又総務における会務の調整をはかる。
- 3 総務は、集会を通知し、議事を記録し、各種委員会の意見を調整し年間予算をたて、その執行にあたり、本会の円滑な運営につとめる。

## 第8章 会議及び任務

第16条 本会には、次の会を置く。

- 1 総会（臨時総会）
- 2 役員会
- 3 実行委員会
- 4 各専門委員会
- 5 特別委員会
- 6 会計監査委員会

第17条 定期総会は、毎年度始めに会長が召集する。

又、臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合と、会員3分の1以上の要求があった時会長が召集する。

第18条 総会は会員をもって構成され、本会の最高決議機関であって、次の事項は総会で承認を受けなければならない。

- 1 事業報告、決算報告及びこれらの承認。
- 2 会則の変更
- 3 役員及び会計監査委員の承認。
- 4 年度計画及び予算、会費その他の審議並びに承認。

第19条 1 総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。  
2 議決は実出席者の過半数の同意が必要である。可否同数の時は議長がこれを決する。  
3 会員で総会に出席できない場合は、一切の議事について、総会議長に委任する委任状の提出を必要とする。

第20条 役員会は、会長・副会長・総務をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、会の運営及び実行委員会に提出する議案その他について審議する。

第21条 実行委員会は、会長が随時これを召集する。

- 第22条 実行委員会は、次の構成による。  
役員、各専門委員長、同副委員長、教職員若干名
- 第23条 実行委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、次のことを行う。
- 1 総会に提出される議案の審議決定
  - 2 役員会より提出された議案の審議決定
  - 3 各専門委員会より提出された議案の審議決定
  - 4 その他会則及び総会の決議に反しない議案の審議決定
  - 5 専門委員会の改廃及び運営規定を審議決定
  - 6 この会の運営にあたり必要事項の審議決定
- 第24条 専門委員会及び特別委員会は、会長が必要と認めた時、実行委員会の承認を受けて設置できる。
- 第25条 役員推薦委員会が推薦した会計監査委員2名は、総会において承認を受ける。
- 第26条 学校長は、本会と学校との調整を行い、全ての会議に参加できる。

## 第9章 附 則

- 第27条 会長が必要と認めた時は、実行委員会の承認を得て会則に反しない限りの細則を作ることができる。
- 第28条 本会には、次の帳簿を備え置くものとする。
- 1 会 則
  - 2 会 員 名 簿
  - 3 役員、実行委員、専門委員会名簿
  - 4 会計に関する帳簿一切

昭和46年 5月17日 PTA発足 会則制定  
同47年 4月22日 会則一部変更

同48年	3月22日	同	上
同50年	3月22日	会則改正	
同53年	4月22日	会則一部変更	
同60年	4月20日	同	上
同62年	3月20日	同	上
同62年	4月18日	同	上
同63年	4月27日	同	上
平成3年	4月27日	同	上
同5年	6月19日	同	上
同9年	4月25日	会則附加	
同10年	3月11日	一部変更	
同12年	3月9日	会則一部改正	(第8章・17条、19条)
同17年	3月4日	同	上(第7章・11条~16条)
同19年	5月11日	同	上(第7章・11条~12条)
同22年	1月14日	同	上(第7章・10条、第8章・25条)
同24年	4月21日	同	上(PTA慶弔規定、第2条、3条)
同26年	4月26日	同	上(第7章・13条)
同27年	11月10日	同	上(専門委員会規定、第3章・第6条)
同31年	4月19日	会則附加	(個人情報取扱規則)

## PTA慶弔規定

この会は、会則第2章第2条の目的を達成するため、次の慶弔慰金等について下記のように定める。

- 第 1 条 入院に関する件  
学校職員、保護者（配偶者を含む）並びに児童が病気または負傷により 1 ヶ月以上入院した場合には、会長（またはこれに代わる者）が、見舞いをする。  
この場合、見舞金は 5,000 円とする。
- 第 2 条 死亡に関する件  
1 学校職員（配偶者及び子女を含む）、PTA 会員（配偶者を含む）並びに児童が死亡した場合には、会長（またはこれに代わる者）が、葬儀に参列し弔意を表す。この場合の香料は、最低 5,000 円とする。  
ただし、香料については役員の話し合いにより増額する事が出来る。  
その場合の上限は 10,000 円とする。生花についても、役員の話し合いにより供えることができる。  
2 保護者並びに児童の参列については、それぞれの保護者で判断し行う。
- 第 3 条 学校職員に関する件  
転任退職の場合、花束を贈り感謝の意を表す。
- 第 4 条 その他  
その他災害など規定する以外の件が生じた場合、実行委員会にはかり決定する。  
尚、緊急を要する場合は、会長の判断により決定し、実行委員会に報告する。

## 専門委員会規定

### 第 1 章 総 則

第 1 条 専門委員会の組織は、次の通りとする。

第 2 条 専門委員会の委員選出方法は、下記の通りとする。

- 1 校外指導委員 各地区より選出
- 2 広報委員 任意選出、各クラスより 2 名まで
- 3 学級代表委員 各クラスより 2 名選出
- 4 ベルマーク委員 各クラスより 2 名選出

第 3 条 各専門委員会は、委員長・副委員長を委員の中より選出する。

第 4 条 委員長は、委員の召集並びに会員の参加協力を求める場合は、会長の承認を得て、随時召集できる。

## 第 2 章 校外指導委員会

第 5 条 校外指導委員会の任務は、次の通りとする。

- 1 児童を交通・水難事故から守るための安全対策の推進を図る。
- 2 公害問題に関心を持ち、調査活動を進める。
- 3 家庭における交通安全確保のための研修を行う。
- 4 関係諸機関、団体との連携を盛んにする。

## 第 3 章 広報委員会

第 6 条 広報委員会の任務は、次の通りとし、下部組織として父親部会を設置することが出来る。

- 1 P T A 新聞、会報の発行充実につとめる。
- 2 会の活動の広報宣伝の啓蒙につとめる。

## 第 4 章 学級代表委員会

第 7 条 学級代表委員会の任務は、次の通りとする。

- 1 学級 P T A の代表となり、学年代表 1 名を選出し、学年代表が実行委員

- となる。
- 2 学級、学年の研修連絡調整をはかる。
  - 3 保健体育等の学校行事への参加協力につとめる。
  - 4 児童の学校教育環境の整備に協力する。

## 第 5 章 ベルマーク委員会

- 第 8 条 ベルマーク委員会の任務は、次の通りとする。
- 1 ベルマークを収集、整理し、その処理を行う。

# 個人情報取扱規則

( 目的 )

- 第 1 条 本規則は松戸市立古ヶ崎小学校 P T A (以下、「本会」とする) が保有する個人情報の適正な取り扱いと円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に P T A 会員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベー

ス」とする)の取扱いについて定めるものである

( 責務 )

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともにPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする

( 管理者 )

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は会長とする

( 取扱者 )

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、総務部及び各専門委員会委員長とする

( 秘密保持義務 )

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に明かす等、不当な目的に使用してはならない。  
また、その職を退いた後も同様とする

( 収集方法 )

第 6 条 本会は個人情報を収集する際、その個人情報の利用目的を予め本人に明示する。  
なお、要配慮個人情報などを収集する場合は予め本人の同意を得るものとする

( 利用 )

第 7 条 取得した個人情報は次の目的のために利用する

- (1) 本会の活動における連絡に利用する各名簿作成
- (2) その他の文書の送付
- (3) 委員選出及び役員候補者選出

( 利用目的による制限 )

第 8 条 本会は本人の同意を得ず前条の規定により、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない

( 管理 )

第 9 条 個人情報は管理者が保管するものとし、これを厳重に管理する。また本会会員卒業等により不要となった個人情報は管理者と取扱者立会いのもと適正かつ速やかに廃棄する

( 保管及び持ち出し等 )

第 10 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な対応をしていることとする。また、持ち出す場合には電子

メールでの送信も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする

( 第三者提供の制限 )

第 11 条 個人情報には次にあげる場合を除き、本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

( 第三者提供に係る記録の作成等 )

第 12 条 個人情報を第三者（前条各号の場合を除く）に提供したときは次の項目について記録を作成し保存する。保存期間については第 9 条に同じ

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の内容
- 4 対象者の同意を得ている旨

( 第三者提供を受ける際の確認等 )

第 13 条 第三者（第 11 条各号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは次の項目について記録を作成し保存する。保存期間については第 9 条に同じ

- 1 第三者の氏名（事業者については法人名を含む）
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の内容
- 5 対象者の同意を得ている旨

( 本人情報の開示等 )

第 14 条 本会会員本人からの申し出による個人情報の利用の停止、追加、削除を求められたときは法令に基づいてこれに応じる

( 漏えい時等の対応 )

第 15 条 個人情報データベースを漏えい（紛失等を含む）したおそれがあることを把握した場合は管理者である会長へ直ちに報告する

( 研修 )

第 16 条 本会、総務部及び各専門委員会委員長は定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする

( 苦情の処理 )

第 17 条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情に対して適切かつ迅速な処理に努めなければならない

( 改正 )

第 18 条 本規則の会則附加については総会において承認を受けたのち速やかに施行する